

荒川本郷地区町有地売却のご案内（先着順による町有財産売却）

荒川本郷地区の町有地を先着順（随意契約）により売却いたします。なお、先着順のため、表示物件について申し込みをいただいても、お受けできない場合があります。また、申し込み及び審査が必要になりますので、必ず事前に産業建設部都市計画課にお問い合わせください。

1 売払物件

- ・「物件調書（随契-1、随契-2、随契-3、随契-4）」のとおりです。

※本物件は、現状有姿で引き渡します。

2 受付期間及び場所

① 受付期間

随時受付を実施（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

② 受付場所

阿見町役場 産業建設部都市計画課

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

※申請書等は直接持参してください。郵送等による申請は、受け付けません。

3 申込資格

① 売払いに係る契約条項等について承諾する方であれば、個人又は法人を問わず、どなたでも申し込みができます。ただし、次のいずれかに掲げる者は申し込みできません。

(1) 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、当該各号に該当する事実があった日から3年を経過していないもの

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。)

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は売払財産を暴力団の事務所若しくは活動の用に供しようとする者

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体若しくはその構成員又は売払財産を当該団体の事務所若しくは活動の用に供しようとする者

(7) 国税、都道府県税又は市区町村税を滞納している者

(8) 申し込みに必要な書類に不備又は不正のある者

- ② 申込資格の確認のため、次に掲げる情報を警察当局に照会します。
 - ・個人の場合…名前、住所、性別及び生年月日
 - ・法人の場合…名称及び所在地並びに代表者・役員等の名前、住所、性別及び生年月日
- ③ その他、阿見町が契約の相手方として不適当と判断したものは受け付けできません。

4 申込方法

① 町有財産売払申込書の提出

「町有財産売払申込書」に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付して、上記2の申込受付場所に持参してください。また、共同で申し込みする場合は、「町有財産売払申込書」に共有代表者の持分を記入の上、併せて、別紙「町有財産売却申込みに関する申出書」に共有予定者の必要事項と持分を記入し、次に掲げる書類を添付してください。申込資格の有無を確認後、担当課より契約手続き等について連絡します。

② 添付書類

(1) 個人の場合

- a 誓約書
- b 印鑑登録証明書(発行後3か月以内のもの)
- c 身分証明書の写し(発行後3か月以内のもの)
- d 住民票(発行後3か月以内のもので、個人番号の記載がないもの)
- e 国税、都道府県税、市区町村税等の未納がないことの証明書(完納証明書)
(発行後3か月以内のもの)
- f 見積書

(2) 法人の場合

- a 誓約書
- b 印鑑登録証明書(発行後3か月以内のもの)
- c 商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(発行後3か月以内のもの)
- d 役員等一覧
- e 国税、都道府県税、市区町村税等の未納がないことの証明書(完納証明書)
(発行後3か月以内のもの)
- f 見積書

③ 留意事項

郵送、電話、ファックス又は電子メール等による申し込みはできません。

5 契約金額の決定

申込資格を有し、かつ、都市計画課で配布の見積書に予定価格以上の金額を記入した者を、契約の相手方とし、その金額を契約金額とします。なお、同日中に複数の申し込みがあった場合は、全て同着とし、その際は、見積金額が予定価格以上で最も高い金額の者と契約を締結します。また、見積金額が同価格の場合は、抽選により売却者を決定のうえ契約を締結します。

6 契約の締結

落札者との売買契約は、落札決定の日から7日以内に締結するものとします。この場合において、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年阿見町条例第13号)に基づき議会の議決を要する契約については、議会の議決を得た日から本契約が成立します。

7 契約保証金

契約締結日の翌日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を町が発行する納入通知書により納付してください。

8 売買代金の支払い期限

契約締結の日から30日以内に売買代金(契約保証金を差し引いた額)を完納してください。

9 主な契約条項

- ① 所有権の移転登記は、土地の引渡し後、買受人から所有権移転登記の登記に必要となる書類の提出を受け、町が行います。
- ② 売買代金の納入が確認できた時点で現状有姿のまま引き渡します。境界については、本町で本物件の境界復元測量を行ったうえで引き渡すことを基本とします。ただし、買受者自ら希望する場合は、別途協議するものとします。
また、売買面積は公簿地積とし、本契約締結後に実施する測量により、地積に増減が生じても清算しないものとします。
なお、現状有姿での引渡しとなりますので、売払物件内にある動産類やごみ等の処分は、全て物件購入者の責任において行うこととなります。
- ③ 契約を締結した時点で、危険負担は物件購入者に移転します。したがって、その後に発生した財産のき損、盗難及び焼失などによる損害の負担は、物件購入者が負うこととなります。
- ④ 物件の引渡し後に本件土地の契約不適合が判明したときは、本町は当該引渡しの日から2年間に限り、民法(明治29年法律第89号)第566条に規定する担保の責任を負うものとします。
- ⑤ 売払物件について、引渡し後の土地の利用又は建築等の条件について支障が発生した場合において、阿見町はその責任を負いません。
- ⑥ 契約書貼付の収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、契約に必要な一切の費用は、物件購入者の負担となります。
- ⑦ その他物件の詳細は物件調書を参考にしてください。

10 土地の売買条件(用途の制限等)

土地の売買条件は、主に次のとおりとし、売買契約の内容とします。

(1) 用途指定

本件土地においては、荒川本郷地区地区計画の方針及び阿見町荒川本郷地区まちづくり方針のゾーニング・土地利用イメージ(4-2 土地利用のイメージ)に沿った用途とすること。

また、荒川本郷地区地区計画の地区整備計画に係る事項及び「新たな区画道路の整備については、幅員を原則 6.0m以上とし当該道路に関連する土地所有者間における事前の話し合いを行い、まちづくりに寄与するような適切な配置を図ること」を遵守すること。

※阿見町暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 26 日条例第 19 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団事務所、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類するものの用に供するものを除く。

(2) 建設義務等

土地の引渡しの日から 5 年以内に、売買条件及び各種法令等に適合した施設を建設し、その完了後、継続して自ら営業し、又は第三者に営業させることができる者であること。

(3) 費用負担

売買契約書（町保管用のもの 1 部）にはり付ける収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税その他本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、買受人の負担となります。

(4) 公租公課

本件土地に賦課される公租公課は、土地の引渡し後、買受人の負担となります。

※参考資料：売払申込みから所有権移転までの流れ

① 売払申込み



受付期間

随時

(土・日・祝祭日・年末年始を除く。午前8時30分～午後5時00分)

受付場所

阿見町中央一丁目1番1号

阿見町役場 産業建設部 都市計画課

② 売却先の決定



先着順で申し込みを受付け、売買条件を満たした者を売却者と決定します。ただし、同日に2名以上の申し込みを受付けた場合は、見積金額が予定価格以上で最も高い金額の者と契約を締結します。また、見積金額が同価格の場合は、抽選により売却者を決定のうえ契約を締結します。

③ 結果の通知



申込者へ結果を通知します。

④ 契約の締結



結果を通知した日から起算して7日以内に売買契約を締結しなければなりません。

※契約締結日の翌日までに売買代金の10%以上の額の契約保証金が必要となります。(売買代金を契約時に一括で支払う場合は、不要です。)

⑤ 売買代金の納付



支払期日等は、売買契約時に定めます。(通常、売買契約締結後、30日以内に一括納入していただきます。)

※契約保証金(手付金)は売買代金の一部に充当します。

⑥ 物件の引渡し



売買代金の納入が確認できた時点で現状有姿のまま引き渡します。境界については、本町で本物件の境界復元測量を行ったうえで引き渡すことを基本とします。

⑦ 所有権の移転

所有権の移転登記は、物件の引き渡し後に阿見町が嘱託登記します。

なお、収入印紙及び登録免許税は、物件購入者の負担になります。